

船橋市狂犬病予防法関係事務処理要領

(趣旨)

第1条 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下「法という。’)及び船橋市狂犬病予防法施行細則(昭和55年規則第54号。以下「細則」という。’)に基づく事務の処理について、別に定めがあるもののほか、この要領の定めによるものとする。

(登録等の事務)

第2条 法第4条及び第5条の規定に基づく登録等に係る事務は、次により行うものとする。

ただし、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定に基づき、法第4条第2項の規定による市町村長から交付される鑑札とみなされるマイクロチップが装着された犬については、この限りではない。

(1) 登録申請に係る事務

登録を済ませていない生後91日以上の子犬所有者又は管理者(以下「所有者」という。’)から、犬の登録の申請があったときは、犬の登録申請書(細則第1号様式)をもって受理し、船橋市手数料条例(昭和36年船橋市条例第11号。以下「条例」という。’)に定める手数料の額を徴収の上、鑑札を交付するとともに法第4条に規定される原簿(以下「原簿」という。’)に所定の事項を記入するものとする。

(2) 狂犬病予防注射済票交付申請に係る事務

犬の所有者から、狂犬病予防注射済票(以下「注射済票」という。’)交付のため獣医師の発行する狂犬病予防注射済証又は犬の輸入検疫証明書の提示があったときは、記載された予防注射実施日(前年度の3月2日から当該年度の3月1日までの間に狂犬病予防注射が実施されたもの)を確認の上、必要に応じて原簿を照合して登録の有無を確認した後、条例に定める手数料の額を徴収の上、注射済票を交付するとともに原簿に所定の事項を記入するものとする。

(3) 鑑札又は注射済票再交付申請に係る事務

犬の所有者から、鑑札又は注射済票を亡失し、又はき損した旨申請があったときは、犬の鑑札再交付申請書(細則第3号様式)又は狂犬病予防注射済票再交付申請書(細則第6号様式)をもって受理し、原簿との照合を行った後、条例に定める手数料の額を徴収の上、申請に係る犬の登録年度及び旧登録番号又は旧注射済票番号並びに再交付の旨記載し、鑑札又は、注射済票を再交付するとともに原簿に所定の事項を記入するものとする。

(4) 登録事項変更届に係る事務

犬の所有者から、次に掲げる変更の届出があったときは、犬の登録事項変更届出書（細則第5号様式。以下「届出書」という。）をもって受理するとともに原簿に所定の事項を記入するものとする。

ア 犬の所在地の変更

犬の所在地が市外から市内へ変更した場合は、旧所在地の市町村長（特別区にあつては区長。以下同じ）が交付した鑑札を添付した届出書を受理し、旧所在地及び旧登録番号を記入の上、旧鑑札と引換えに鑑札を交付するとともに、犬の旧所在地を管轄する市町村長へ原簿の送付を依頼するとともに、送付された原簿に基づき、原簿を作成するものとする。

イ 所有者の氏名又は法人にあつては、名称の変更

ウ 犬の所有者の住所又は法人にあつては、主たる事務所の所在地の変更

エ 所有者の変更

オ 市内での犬の住所地の変更

(5) 犬の死亡届に係る事務

犬の所有者から、法施行規則第8条の規定により、飼い犬の死亡による届出があったときは、犬の死亡届書（細則第4号様式）をもって受理するとともに原簿を抹消するものとする。

なお、本届出は、口頭によることを妨げないものとする。

(6) 原簿の送付に関する事務

他の市町村長から犬の新所在地について通知をうけた場合には、当該通知を行った市町村長に、原簿を送付するものとする。

(集合注射の実施)

第3条 定期的に会場を設けて実施する狂犬病予防注射（以下「集合注射」という。）の実施については、別に定める「狂犬病予防集合注射実施要領」により実施するものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。